受付番号：　　－

個人番号（マイナンバー）の利用について

番号法の施行に伴い、母子健康手帳の交付の手続きの際に、個人番号（以下「マイナンバー」という。）を記載していただいております。下記の目的でマイナンバーを収集しますので御協力をお願いします。

【個人番号の利用目的について】
妊婦の個人番号は、母子保健法に基づく妊産婦を対象とする事務（母子健康手帳の交付、健康診査、訪問指導、低体重児の届出）に利用します。この個人番号は、当該事務において必要がなくなった場合や法令による一定の保存期間が経過した場合は速やかに破棄します。

＊母子健康手帳の交付の手続きをする際に、個人番号カードまたは個人番号通知カードを持参していない場合、住民基本台帳ネットワークシステムから個人番号を取得させていただきます。

（妊婦本人の）住　所

（妊婦本人の）氏　名

個人番号を太枠の中にご記入ください。

（妊婦本人の）個人番号											

【役場事務確認欄】

本人確認：□個人番号カード　□運転免許書　□パスポート

□健康保険証　□年金手帳　□その他（　　）

写真のついているもの１点、写真のついていないもの２点